

令和2年5月18日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
法人二税の超過課税の延長について.....	1

法人二税の超過課税の延長について

法人県民税・事業税の超過課税については、本年10月末に適用期限を迎えるが、取り組むべき行政課題や本県の財政状況を踏まえ、超過課税を延長することとし、令和2年2月の総務政策常任委員会において、その基本的な考え方を報告した。

当初、その活用目的を「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内経済の回復に向け、新たに「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」を活用目的に追加することとした。

令和2年2月報告時の活用目的	今回の活用目的
1 災害に強い県土づくりの推進 2 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	<u>1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進</u> 2 災害に強い県土づくりの推進 3 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

(1) 活用目的の追加

ア 追加の理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内経済の回復に向けた対策を強力に推し進めていく必要がある。

イ 主な活用事業

(ア) 地域経済の活性化

- ・ 中小企業経営基盤の強化・安定化
- ・ 観光産業の振興 など

(イ) 柔軟な経済構造の構築

- ・ ビジネスモデル転換への支援
- ・ サプライチェーン国内回帰、内製化への支援 など

(2) 税制措置（前回報告時と同じ）

ア 税率等の考え方

- ・ 原則として、県内すべての法人を超過税率の対象とする。ただし、中小法人への配慮として、資本金や所得金額が一定規模以下の法人には超過税率を適用しない。
- ・ 超過税率及び適用対象は現行制度を維持する方向で検討する。

イ 適用期間

- ・ 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用する。（5年間）

[現行制度]

区分	税率	適用対象外の法人
法人 県民税	1.8% (標準税率は1%)	資本金の額又は出資金の額が 2億円以下かつ 法人税額が年4,000万円以下
法人 事業税	標準税率の5%増し 所得割 1.18% (標準税率は1%)	資本金の額又は出資金の額が 2億円以下かつ 所得金額が年1億5,000万円以下 (収入金額を課税標準とする法人 にあっては収入金額が年12億 円以下)

(3) 今後のスケジュール

- 令和2年5月～7月 県内の経済団体・法人の意見を伺い、素案を取りまとめ、第2回県議会定例会へ報告
- 7月～8月 意見の結果及び素案を県内の経済団体・法人に説明
- 9月 第3回県議会定例会に、神奈川県県税条例の改正を提案